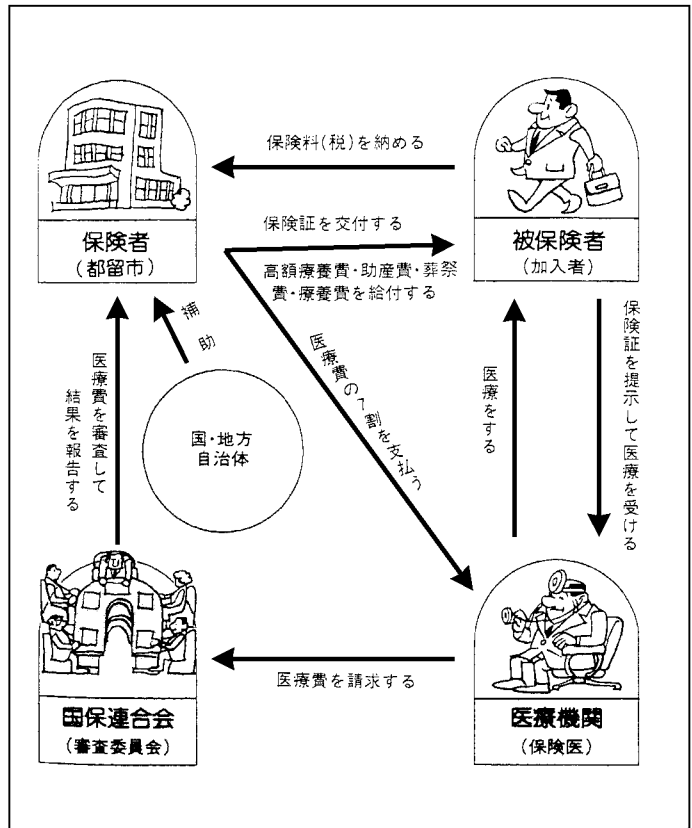


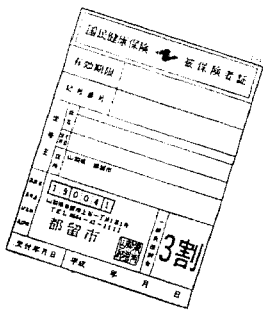
国保のしくみ

国保の事業は、下の図のようなしくみで運営されています。加入者（被保険者）のみなさんは医療費の一部負担金3割（退職者医療制度の該当者は2割または3割）を支払うだけで医療が受けられます。残りは保険者からお医者さんに支払われるからです。



保険証の更新

保険証（国民健康保険被保険者証）は、毎年更新されるもので、本年も三月三十一日をもって更新されます。



新しい保険証は、昨年同様、郵送にて、四月一日には届くよう三月二十八日頃発送します。しかしながら、大勢のなかには住民票を都留市におき、実際には住んでいない方もいますので、全ての国保被世帯に送付できません。そこで、国保税の完納世帯（平成五年度国保税第五期までを完納している世帯）を対象に、郵送させていただきます。

※ 納期を忘れていたりして、国保税を納めていない方は、できるだけ早く納めていただくようお願いいたします。また、保険税を納める意志はあっても、災害にあったり、失業や病気などの事情で、どうしても納付が困難な方もおられると思います。そんな場合は、お早目に市役所税務課徴収係か保健環境課国保医療係へご相談ください。保険税の徴収猶予などの制度もあります。担当者がお話をうかがい、ごいっしょに解決方法を考えさせていただきます。

退職者医療制度

厚生年金や共済年金を受けている七〇歳未満の人は、退職者医療制度で受診します。

長年、会社や役所・学校・団体などに勤め定年退職して国保の被保険者となった場合、次の条件にあてはまる人は、扶養家族も含めて退職者医療制度により、医療を受けることになります。

退職被保険者になる人

国保の被保険者で、厚生年金、共済組合、船員保険等の年金制度から老齢（退職）年金を受けている人で、年金制度への加入期間が二〇年以上の人、および四〇歳以後に十年以上加入していて通算老齢年金を受けている人。

年金受給権発生の日から

退職被保険者になるのは、年金受給権発生すると、本人に年金証書が送付されますので、世帯主は到着から二週間以内に届け出をしてください。

扶養家族になる人

退職被保険者と同じ世帯で、主として退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者及び三親等内の親族
 - ② 配偶者の父母及び子
- 届け出は世帯主が行い、配偶者が内縁関係の場合は、その事実を証明する書類が必要です。なお、年収が一三〇万円以上ある人は扶養家族になれません。

一部負担金割合

退職被保険者証を提示して受診すると、一部負担金の割合が次のようになります。

- 退職被保険者本人……………二割
- 退職被扶養者…（入院）二割
- “（外来）三割

